第1 請求の受付

1 請求人

明石市内在住の個人

2 請求書の提出日

平成 25 年 5 月 16 日

3 請求の要旨

提出された明石市職員措置請求書及び事実を証する書面並びに請求 人陳述により、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 請求人の主張①

明石市消費生活相談員労働組合からの交渉申し入れに明石市が応じなかったことが、労働組合法第7条第2項で禁止された不当労働行為に該当するとして、同組合が兵庫県労働委員会への救済申立てを行った。当該救済申立てに対応するため、弁護士に対応を委任することとなったもので、適法に交渉に応じていれば、明石市が不要な支出をすることもなかった点で、弁護士報償342,300円並びに総務部総務課担当課長及び総務部法務課主任に対する旅費1,520円は違法又は不当な公金の支出である。

(2) 請求人の主張②

主張①の支出が違法又は不当な公金の支出でないとしても、次の点で根拠に欠けており、違法又は不当な公金の支出である。

当該弁護士に対する報償は、「明石市法律顧問設置要綱」(以下「要綱」という。)第9条で規定する 157,500 円が本来の金額であるが、明石市はその2倍を超える 342,300 円を支出している。しかも要綱で特例が認められる「上乗せするべき特別の事情」は決裁文書に記載されていないことが明らかになっている。理由を明記せずに2倍を超える金額を支出しており、弁護士報償 342,300 円は違法又は不当な公金の支出である。

また、平成24年12月定例市議会において、要綱の2倍を超える支出について、「これまでにない事件であることや客観的な証拠に乏しく、事実認定に困難を伴うことから、特別の事情があると認めたもの

でございます。」と答弁しているが、事実に反しており、正当なものではない。特例を適用するのに裁量の余地があったとしても、裁量権を逸脱しており、弁護士報償342,300円は違法又は不当な公金の支出である。

(3) 請求人の求める措置

弁護士報償(着手金)342,300円(着手金と同額の解決金の請求は 放棄されているようだが、依然として規定の2倍を超える部分につい ては過剰な支出である。)並びに総務部総務課担当課長及び総務部法 務課主任への旅費について、総務部長、総務部職員室長、新・旧総務 部法務課長の4名に連帯して返還を求める。

4 要件審査

監査の実施にあたり、本請求が地方自治法(以下「法」という。)第 242条所定の要件に適合しているかについて審査を行った結果、要件を 具備しているものと認め、平成25年5月27日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件の監査対象事項は次のとおりとする。

弁護士に対する報償342,300円及び職員2名に対する旅費1,520円を 支出したことが、違法又は不当な公金の支出にあたるか。

2 監査対象部課

総務部総務課、総務部法務課及び総務部職員室人事課

3 監査の方法

- (1) 請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出を求め、平成 25 年 6 月 25 日に陳述の機会を与えた。
- (2) 監査対象部課に対し、関係書類の提出を求めるとともに事情聴取を行い、事実の確認を行ったほか、請求人と同様に平成25年6月25日に陳述の機会を与えた。

第3 監査の結果

1 事実の確認

請求人から提出された関係書類及び監査対象部課から提出された書類の調査並びに関係職員の事情聴取等により、次の事実を確認した。

(1) 兵庫県労働委員会への救済申立て

① 労働委員会の不当労働行為救済制度

労働委員会は、労働組合法によって設けられた労使紛争を取り扱う行政委員会で、組織は中央労働委員会と都道府県労働委員会とがあり、労使紛争の調整や不当労働行為の審査などを行っている。労働委員会の委員は公益委員、労働者委員、使用者委員の三者各同数で構成されている。

不当労働行為救済制度は、憲法(第28条)で保障された団結権等の実効性を確保するために、労働組合法に定められている制度であり、同法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する禁止行為を「不当労働行為」としており、これらの行為があったと思われる場合、労働者や労働組合はその行為があった日から1年以内に、労働委員会に対して救済の申立てを行うことができる。

申立てがなされると、労働委員会は調査を行ったうえ、必要に応じて審問を行い、不当労働行為に当たるか否かを判定する。不当労働行為に当たると判断した場合、労働委員会は使用者に対して救済命令を発し、当たらないと判断した場合は申立てを棄却(却下)する。また、労働委員会は審査を進める一方、和解による解決をするよう労使に働きかける場合もある。なお、申立人は命令書が交付されるまでは、いつでも申立ての全部又は一部を取り下げることができる。また、労使間で和解が成立し、双方から和解の認定の申立てがあった場合、労働委員会が和解の内容を適当と認めるときは、審査手続は終了する。

命令等に不服がある場合は、中央労働委員会に再審査を申し立て るか、裁判所に命令等を取り消す訴えを起こすことができる。

② 申立事案の概要

ア 申立て

平成24年2月10日に総務部職員室人事課で収受した「不当労働行為事件調査開始通知書(兵労委第1674号の12)」及び通知書

とともに交付された「申立書」によれば、申立事案の概要は以下 のとおりである。

申立年月日 平成24年2月8日

申立人明石市消費生活相談員労働組合

被申立人 明石市

請求する救済の主な内容

被申立人明石市は、申立人組合の2012年1月17日付け要求 書及び交渉申し入れ書に記載の、賃金・労働条件・福利厚生制 度改善の件について、誠実に団体交渉に応じなければならない。

イ 和解までの経過

総務部職員室人事課が作成している調査期日報告文書等によると、調査期日が第1回(平成24年3月5日)から和解協定が締結された第7回(平成24年12月10日)まで計7回、期日間協議が第1回(平成24年9月28日)から第3回(平成24年10月16日)までの計3回、合計10回の調査期日、期日間協議が行われている。

ウ 和解協定書

和解協定書の主な内容は以下のとおりである。

- 1) 被申立人は、団体交渉を円滑に行うことができないという不正常な状況に至った主たる原因は、申立人からの 2012 年 1 月 17 日付け「要求書及び交渉申し入れ書」による団体交渉申し入れに対し、平成 23 年 12 月 22 日付け「交渉申し入れについて(回答)」で被申立人が申立人に対して説明を求めた事項についての説明を再度求めた上で、「この点についての協議でしたら、都合がつき次第、いつでもお会いする所存ですので、よろしくお願いいたします。」と記載した平成 24 年 1 月 31 日付け「要求書及び交渉申し入れ書について(回答)」によって回答した対応であることを認める。
- 2) これら文書により、交渉しなかったこと及び過去の交渉の過程において被申立人の主張の根拠を丁寧に説明しないまま「市の方針」「条例で規定している」等と答弁したことを深く反省

し、平成23年12月22日付け「交渉申し入れについて(回答)」 及び平成24年1月31日付け「要求書及び交渉申し入れ書について(回答)」を撤回する。

- 3) 申立人及び被申立人は、速やかに、申立人が 2012 年 1 月 17 日付け「要求書及び交渉申し入れ書」により申し入れた事項に ついて団体交渉を行う。
- 4) 申立人は、本和解協定締結後、直ちに本件申立てを取り下げる。
- (2) 財務会計上の行為(公金の支出)
 - ① 弁護士への報償

ア 支出の存否

弁護士報償については、平成24年3月31日付け支出負担行為 決定書兼支出命令書により、以下のとおり支出の存在を確認した。

金 額 342,300円

内 容 弁護士に対する報償 (平成 24 年(不)第 2 号不当労 働行為救済申立事件) 着手金

支払日 平成 24 年 5 月 25 日

イ 支出手続

弁護士報償の支出手続については、平成24年3月31日付け総務部長専決による決裁文書「損害賠償請求調停申立事件(平成24年(ノ)第5号)等に係る着手金について」において、要綱第9条第2項の規定により「特別の事情がある事案」として、着手金342,300円(税込)を支払う意思決定がなされている。

ただし、同決裁文書には、「明石市法律顧問設置要綱第9条第2項の規定による特別の事情がある事案として、下記により報償費を支払ってよろしいか。」と記載されているだけで、「上乗せするべき特別の事情」は記載されていない。

その後、平成24年3月31日付け決裁文書には、平成24年度に実施した総務部定期監査の結果を受けて、「特別の事情」があると認められる理由が記載されている補足文書が添付されてい

ることを確認した。添付文書の内容については次のとおりである。

5 報償費の支払根拠等

また、不当労働行為救済申立事件については、消費生活相談員労働組合から兵庫県労働委員会に対し、不当労働行為の申立てがされたものであり、これまでにない事件であることや、客観的証拠に乏しく事実認定に困難を伴うことから、法律顧問設置要綱第9条第2項の特別の事情がある事案と判断し、委任弁護士との協議の上、旧弁護士会基準をもとに算定した額を支払う。

本件着手金については、平成 24 年 5 月 18 日付けで 342,300 円の請求書を収受し、平成 24 年 5 月 25 日付けで支払いが完了している。

請求金額 342,300 円は、大阪弁護士会旧報酬規定に基づいて算出されている。算出の根拠は以下のとおりである。

請求金額 342,300 円

算出根拠

{ $(300 万円 \times 8\%) + (500 万円 \times 5\%)$ } $\times 2 / 3$ $\Rightarrow 326,000 円 \times 1.05 = 342,300 円$

算出根拠について、弁護士報償の着手金の計算は、事件の対象となっている経済的利益の額に当該法律事務所が採用する大阪 弁護士会旧報酬規定に定められた一定の数値を乗じて算出することになっている。本件の相手方の請求は経済的価値に算定することが困難なものであり、経済的利益が算定困難な場合、前述の規定ではその額を800万円とすると定めているため、本件の経済的利益の額は800万円となる。また、前述の報酬規定によれば、300万円以下の部分には8%、300万円を超え3,000万円以下の部分には5%を乗じて着手金を計算するものと定められており、本件に当てはめると、49万円が着手金の額となるが、本件は調停事件にあたるため、その3分の2の326,000円(千円未満切捨て)が着手金となり、これに消費税が加算されている。 大阪弁護士会旧報酬規定のうち、本件請求に係るものについて は以下のとおりである。

- 1) 民事事件の場合、着手金及び報酬金は、この規定に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。(第12条)
- 2) 経済的利益を算定することができない場合は、その額を 800万円とする。(第 15 条)
- 3) 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び 仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規定に特に定めのない 限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり 算定する。(第16条)

経済的利益の額 着手金		報酬金
300 万円以下の部分	8 %	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5 %	10%
3,000 万円を超え3億円以下の部分	3 %	6 %
3億円を超える部分	2 %	4 %

4) 調停事件及び示談交渉 (裁判外の和解交渉をいう。)事件 の着手金及び報酬金は、この規定に特に定めのない限り、それぞれ第 16条 (=上記の 3))の規定を準用する。ただし、 算定された額の 3分の 2に減額することができる。(第 17条)

② 旅費

ア 支出の存否

1) 総務部総務課担当課長への旅費 760 円の支出については、平成 24 年 8 月 10 日付け支出負担行為決定書兼支出命令書により、以下のとおり支出の存在を確認した。

金 額 760円

摘 要 近接地旅費7月分

債権者 職員旅費 総務部総務課担当課長

支払日 平成 24 年 8 月 27 日

2) 総務部法務課主任への旅費 760 円の支出については、平成 24 年 9 月 6 日付け支出負担行為決定書兼支出命令書により、以下のとおり支出の存在を確認した。

金 額 760円

摘 要 近接地旅費8月分

債権者 職員旅費 総務部法務課主任

支払日 平成24年9月20日

イ 支出手続

総務部総務課担当課長及び総務部法務課主任の旅費に係る支 出手続については、以下のとおり適正に行われている。

1) 総務部総務課担当課長の出張については、平成24年7月30日開催の第4回調査期日への出席のため、同日付けで総務課長決裁により出張命令が行われている。出張命令簿では、用務先は県庁(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)、用務は労働委員会(明相労)と記載されており、旅費760円はJRを利用して明石駅から元町駅まで間の往復の運賃となっている。

支出負担行為は、平成24年8月10日付けで総務課長決裁が行われ、平成24年8月27日に旅費760円が支払われている。

2) 総務部法務課主任の出張については、平成24年8月27日開催の第5回調査期日への出席のため、平成24年8月24日付けで法務課長決裁により出張命令が行われている。出張命令簿では、用務先は兵庫県庁(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)、用務は労働委員会期日出席のためと記載されており、旅費760円はJRを利用して明石駅から元町駅まで間の往復の運賃となっている。

支出負担行為は、平成24年9月6日付けで法務課長決裁が行われ、平成24年9月20日に旅費760円が支払われている。

(3) その他の事実

① 弁護士への代理人委任

弁護士への代理人委任については、平成 24 年 2 月 10 日付け兵労委第 1674 号の 12 で、兵庫県労働委員会から「不当労働行為事件調査開始通知書」を収受したため、総務部職員室人事課は平成 24 年 2 月 16 日付けで「不当労働行為事件(兵庫県労委平成 24 年 (不)第 2 号明石市事件)に係る報告及び代理人の委任について」を起案し、同月 17 日に市長決裁を了している。代理人委任は平成 24 年 2 月 23 日付けとなっている。

当該決裁文書には、代理人として「滝井・仲田法律事務所弁護士 4名」に委任することの意思決定がなされている。

弁護士資格を有する任期付職員は、平成 24 年 4 月 1 日付けで 4 名及び 5 月 1 日付けで 1 名のあわせて 5 名を採用しており、不当労働行為事件調査開始通知書を収受した当時は着任していなかった。

また、法律顧問については、平成24年3月31日付けで1名が、 平成24年9月30日付けで4名が市長決裁により解嘱されている。

② 明石市法律顧問設置要綱

ア趣旨

要綱の趣旨は、第1条の定めのとおりである。

第1条 この要綱は、本市事業執行の適正かつ円滑な運営及 び訴訟等にかかる事務処理の合理化を図るため、明石市法 律顧問(以下「顧問弁護士」という。)の設置並びに職務、 処遇等について定めるものとする。

イ 訴訟代理に係る報償

訴訟代理に係る報償については、要綱第9条に定められており、 要綱第7条第1号に定められている「債権管理に係るもの以外」 については別表第2に、同条第2号に定められている「債権管理 に係るもの」については別表第3に定めるところにより支給する こととされている。

第9条 訴訟代理に係る報償は、第7条第1号に係るものである場合にあつては別表第2に、同条第2号に係るものである場合にあつては別表第3に定めるところにより支給する。ただし、前条ただし書の規定により指定された者については、別に定めるものとする。

別表第2(第9条関係)

区分	報償内容	報償額	支払時期	
訴訟	着手金	1件につき 315,000円	事件依頼のとき。	
	山舟却傍入(淮	1回1人につき 10,500円	事件終結のとき(当該	
	出席報償金(準		事件が長期間にわた	
	備のための打 合せを含む。)		る場合は、この限りで	
			ない。)。	
	解決金	1件につき 315,000円	事件終結のとき。	
-m /-b	着手金	1件につき 157,500円	事件依頼のとき。	
調停、	出席報償金(準			
和解、仮処分等	備のための打	1回1人につき 10,500円	事件終結のとき。	
	合せを含む。)			
	解決金	1件につき 157,500円	事件終結のとき。	

ウ 別の取扱い

前述のイの規定にかかわらず、訴えの提起後調停、和解等により解決した事案及び特別の事情があると認められる事案に係る報償については、別の取扱いをすることができる。

第9条

2 訴えの提起後調停、和解等により解決した事案及び特別 の事情があると認められる事案に係る報償は、前項本文の 規定にかかわらず、別の取扱いをすることができる。

エ 報償額の改定

要綱に基づく報償額については、「調停、和解、仮処分等」を例にとると、平成元年4月及び平成9年4月の消費税関連の改定を除くと、昭和63年4月に解決金の報償額改定(10万円から15万円に増額)が行われているが、着手金及び出席報償金については、昭和57年4月以降、報償額は改定されていない。

オ明石市法律顧問設置要綱の廃止

要綱は、平成25年2月20日をもって廃止されているが、平成24年度に実施した総務部定期監査の結果についての措置報告にある「新たに外部の弁護士に訴訟等代理を依頼する場合の報償の

基準を定める」ことについては、現在のところ定められていない。

③ 解決金

当該申立事案に係る解決金については、平成 25 年 3 月 5 日の市 長決裁による決裁文書「兵庫県労委平成 24 年 (不) 第 2 号明石市 事件に係る解決金等の取扱いについて」により、以下のとおり取り 扱うことが意思決定されている。

【解決金の取扱い】

本事件については、明石市消費生活相談員労働組合から兵庫 県労働委員会に対し不当労働行為の申立てがされたものであ り、これまでにない事件であることや、客観的証拠に乏しく事 実認定に困難を伴うことから、法律顧問設置要綱第9条第2項 の特別の事情がある事案と判断し、委任弁護士との協議の上、 着手金については、旧弁護士会基準をもとに算定した額 (342,300円(税込))を支払済であるところ、解決金について も、旧弁護士会基準を基本に委任弁護士と協議を行った結果、 解決金は不支給とすることでの合意に至ったため、解決金は支 払わないものとする。

なお、平成 25 年 3 月 1 日に総務部法務課が収受した、当該弁護士からの文書「弁護士報酬について」では、当該申立事案の着手金及び解決金について、「本件の解決金については、求めません。」と記載されている。

④ 弁護士報償に係る他市の状況

平成 23 年 9 月に総務部法務課が実施した「顧問弁護士報酬等調査」によれば、明石市を除く県内 24 市の調停・和解・仮処分等に係る報償額の状況は以下のとおりである。

- ア 原則として、基準を定め支払っている(3市)
- イ 弁護士会旧報酬規定等を参考に支払っている(6市)
- ウ 事件毎に協議して支払っている(15市)

2 監査委員の判断

- (1) 請求人の主張①について
 - ① 弁護人委任の原因となった事実について

請求人は、形式的には弁護士報償及び職員2名への旅費を支出したことが違法又は不当な公金の支出であると主張しているが、実質的には明石市消費生活相談員労働組合からの2回の交渉申し入れに応じなかったこと及び不当労働行為救済申立てがなされた後も交渉に応じなかったことの違法性を主張しているものと認められる。

このことは、当該支出に係る支出負担行為を専決した職員2名だけではなく、当時の人事課長及び2通の号外文書による回答を決裁した職員にも公金の返還を求めていること及び支出負担行為を専決した職員2名については、「形式上の決裁権者として請求しているが、その責任を問う意思は全くないことを申し添える。」と平成25年6月25日に請求人が陳述していることからも明らかである。

住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項に定める財務会計上の 行為又は怠る事実に限定されているが、請求人が主張する 2 回の交 渉申し入れに応じなかったこと及び不当労働行為救済申立てがな された後も交渉に応じなかったことは、非財務会計上の行為である と認められることから、住民監査請求の対象にはならないものと判 断せざるを得ない。

なお、不当労働行為救済申立てについては、不当労働行為の審査権限を有する兵庫県労働委員会において、平成24年12月10日付けで和解が成立しており、交渉申し入れに応じなかったことについて、監査委員が改めて判断する余地はない。

② 弁護士への委任について

明石市は、これまでも訴訟、調停等の事案が発生した場合、その 対応を法律顧問に委任してきており、弁護士に委任するか否かの判 断については、市長の裁量に委ねられるべきものである。

今回の不当労働行為救済申立ては、明石市を被申立人とする明石市にとっては初めてとなる事案であり、当該弁護士を代理人として委任した平成24年2月23日当時、弁護士資格を有する任期付職員は、着任していなかったことからすれば、当時の法律顧問に対応を委任したことは、裁量の範囲内であると認められる。

(2) 請求人の主張②について

① 理由が明記されていない点について

請求人は、決裁文書には要綱第9条第2項で定める「特別の事情」 について記載されておらず、理由を明記せずに2倍を超える金額を 支出したことは違法又は不当な公金の支出であると主張する。

たしかに、平成24年3月31日付けで決裁された「損害賠償請求調停申立事件(平成24年(ノ)第5号)等に係る着手金について」には、要綱第9条第2項に定める「特別の事情」について記載されていないことから、手続き上の瑕疵があったものと認められる。

しかし、平成24年度に実施した総務部定期監査の結果を受けて、明石市長は「特別の事情があると認められる理由の記載がない決裁文書には、補足資料として特別の事情があると認められる理由書を添付」する措置を講じていることから、当該文書における手続き上の瑕疵は補正されているものと認められる。

当該報償の支出が要綱に違反し、違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかを判断するにあたっては、要綱第9条第2項に規定されている「特別の事情」が認められるか否かを検討する必要がある。

② 「特別の事情」について

請求人は、要綱第9条第2項に定める「特別の事情」があるとは認められず、裁量権を逸脱しており、弁護士に対して報償を支出したことは違法又は不当な公金の支出であると主張する。

要綱では、訴訟代理に係る報償について、債権管理に係るもの以外は別表第2に、債権管理に係るものは別表第3に定めるところにより支給することとされている。(要綱第9条第1項)

また、訴えの提起後、調停、和解等により解決した事案及び「特別の事情」があると認められる事案に係る報償額については、要綱第9条第1項の規定にかかわらず、別の取扱いをすることができることとされている。(要綱第9条第2項)

上記の取扱いを要綱で定めているのは、基本的には、訴訟代理に係る報償額について、別表第2及び別表第3としてあらかじめ一定の基準を定めておくことにより、訴訟等にかかる事務処理の合理化を図る趣旨であると考えられる。ただし、弁護士に対応を委任する案件については、事案の内容、複雑性等によって、弁護士にかかる

労力等にある程度の幅があると考えられることから、当該基準によることが適当でない場合、すなわち、要綱第9条第2項で定める「特別の事情」があると認められる場合には、別の取扱いをすることができることを規定していると認められる。

要綱第9条第2項で定める「特別の事情」については、具体的な 基準は示されていないが、これまでも案件に応じて判断されてきて おり、本件についても、事案の内容等を検討して判断することとな る。

ア これまでにない事件であることについて

明石市は、これまでにない事件であることについて、「明石市 に対し、不当労働行為の救済申立てがなされるというこれまでに 例のない事件」であったと主張する。

しかし、「特別の事情」が認められるか否かを判断するにあたっては、事案の困難性、複雑性等、受任事務にかかる弁護士の労力等を斟酌すべきである。これまでにない事件であることは、あくまでも明石市側の事情であり、「特別の事情」があったとする理由にはならない。

イ 客観的証拠に乏しく事実認定に困難を伴うことについて

明石市は、平成 23 年 11 月 4 日の具体的な経緯を例に挙げて、「客観的証拠に乏しく事実認定のためには、これまでの交渉等の経緯など本件の背景をも踏まえて詳細に主張、立証していく必要があり、手間がかかり労力を要するものである」と主張する。

平成23年11月4日の具体的な経緯とは、明石市消費生活相談員労働組合からの「要求書」の受け取りに係る経緯を指すものと考えられる。

平成24年2月24日に明石市代理人が兵庫県労働委員会へ提出した「答弁書」には、当日のやり取りについて記述されているが、「人事課長」「担当課長」から聴取した内容のみによって構成されているものと認められる。

平成23年11月4日の具体的な経緯に限らず、当該不当労働行 為救済申立てについては、交渉記録等の文書は多く存在するもの の、申立人、被申立人がそれぞれ作成するにとどまるものである ことからすれば、客観性のある文書と認めることは困難である。 したがって、要綱第9条第2項に規定する「特別の事情」が認められるとして報償額を決定した平成24年3月31日の時点で、明石市が主張、立証していくにあたって、客観的証拠に乏しい事案であると判断したとしても、やむを得ない面があったと認められる。

また、平成17年7月11日の明石市消費生活相談員労働組合が結成された当時から、雇用継続及び労働条件に関する事項について交渉を行ってきたところ、当事者間の信頼関係が毀損された状況に至ったため、兵庫県労働委員会に不当労働行為救済申立てがなされたものと推察されるものであり、当該申立事案の複雑性及び困難性の一端が認められる。

このことは、兵庫県労働委員会での和解の当事者の一人である 請求人から改めて、市の対応について問う本監査請求がなされて いることからも窺うことができる。

以上の点から判断すれば、外部の弁護士による助力を必要とし、「客観的な証拠に乏しく事実認定のためには、これまでの交渉等の経緯など、救済申立ての背景をも踏まえて詳細に主張、立証していく必要があり、手間がかかり労力を要するもの」であったとする明石市の主張には、一定の理由があるものと認められる。

③ 要綱の規定の2倍を超える支出額について

上記のとおり、要綱の規定を上回る弁護士報償の支出については、 要綱に違反するものではないが、支出した報償額が社会通念に照ら して、明らかに高額である場合など、裁量の範囲を逸脱していると 認められるときには、不当な公金の支出となると解するのが相当で ある。

本件については、報償額は、当該弁護士事務所が採用する大阪弁 護士会旧報酬規定に基づいて算出されている。

弁護士会の定める報酬規定は、平成 16 年4月1日に廃止されており、それ以降は各弁護士が報酬に関する基準を定めることとされているが、他市においても、弁護士会旧報酬規定を基準にしている事例が見受けられることから、当該規定は、依然として弁護士報償を支払う場合の基準になり得るものと認められる。

また、要綱別表第2で定める「調停、和解、仮処分等」の「着手金」の報償額は、実質的には昭和57年以降改正されていなかった

ことからすれば、要綱で定める報償額そのものが現状に応じていなかったということも否定できない。

以上を総合的に判断すると、当該支出について、裁量の範囲を逸 脱しているとまではいえない。

なお、平成25年3月31日付けで当該弁護士から解決金を求めない旨の文書が提出されていることから、当該不当労働行為救済申立てに係る報償額は342,300円で確定している。

一方、要綱別表第2に基づいて報償額を算出すれば、472,500円 (着手金157,500円、出席報償金157,500円、解決金157,500円) となり、当該弁護士への報償額が、要綱に基づいて算出された報償 額を下回っていることから、明石市に財産上の損害を与えていない ことを付言する。

3 結論

以上のとおり、いずれも請求人の主張には理由がないものと認められることから、本件請求については、棄却する。

(要望)

監査委員は、平成 24 年度に実施した総務部の定期監査において、訴訟等代理に係る報償について、「・・・・特別の事情があると認められる理由を適時適切に明記し、透明性の確保に努められたい。」と平成24年12月25日付け文書にて改善措置を講じるよう要望を行ったところである。

これに対して、明石市長からは平成 25 年 1 月 9 日付けで「特別の事情があると認められる理由の記載がない決裁文書には、補足資料として特別の事情があると認められる理由書を添付いたしました。また、法律顧問を置かなくなったことから、明石市法律顧問設置要綱を廃止し、新たに外部の弁護士に訴訟等代理を依頼する場合の報償の基準を定めるとともに、今後、訴訟等代理に係る報償の支給を決定する際には、その根拠及び理由の記載を徹底してまいります。」との措置報告を受けた。

明石市は、平成24年9月末までに法律顧問5名を解嘱するとともに、 平成25年2月20日には明石市法律顧問設置要綱を廃止しており、現在、 訴訟等の事案が発生して、外部の弁護士に訴訟等代理の依頼が必要とな った場合に、その取扱いの規準がない状況にある。

措置報告を受けてから既に6か月が経過しようとしており、文書法制事務の透明性を高め、適正な手続を堅持するため、監査委員は、明石市法律顧問設置要綱に代わる新たな規準を早急に策定されることを強く要望するものである。